

名古屋市職員共済組合第3期特定健康診査等実施計画

令和3年1月 改訂

目 次

I	計画策定の背景	1
1	第3期特定健康診査等実施計画策定の趣旨	1
2	名古屋市職員共済組合の現状	1
3	特定健康診査等の実施方法に関する基本的な考え方	3
II	達成目標及び指標	4
1	特定健康診査の実施に係る目標	4
2	特定保健指導の実施に係る目標	5
3	特定健康診査等の実施の成果に係る指標	5
III	特定健康診査等の対象者数（推計値）	6
1	特定健康診査	6
2	特定保健指導	7
IV	特定健康診査等の実施方法	8
1	特定健康診査	8
2	特定保健指導	9
3	特定健康診査・特定保健指導の委託等	10
4	周知・案内方法	11
5	健診等データの受領方法・保管	11
V	個人情報の保護	11
VI	特定健康診査等実施計画の公表・周知	12
VII	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	12
1	特定健康診査等の評価	12
2	計画の見直し	12

I 計画策定の背景

1 第3期特定健康診査等実施計画策定の趣旨

糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病は自覚症状なく進行し、現在の我が国における死亡原因や医療費で大きな割合を占めるようになってきている。そのため、国においては、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現するには、国民が確実に健診を受診することにより自らの健康状態を把握し、生活習慣の改善を図ることで、生活習慣病を予防する取組みを進めることが重要であるとの認識を示している（21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21））。

生活習慣病の発症には内臓脂肪の蓄積が大きく関与しており、内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなることが近年明らかとなっている。このため、内臓脂肪を蓄積している者に対して、適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を促し、内臓脂肪を減少させることにより、生活習慣病の予防を図ることが肝要である。この生活習慣病の予防のために行う内臓脂肪型肥満に着目した健康診査・保健指導が、特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）であり、平成18年度の医療制度改革において高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成20年度以降の実施が医療保険者に義務付けられたところである。

本計画は、同法に基づき、医療保険者として、当共済組合における特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項並びに実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項を定めるものである。

なお、同法第19条では、6年を1期とした計画を定めることとされており、本計画は第2期に続き平成30年度から令和5年度までの6か年計画とする。

2 名古屋市職員共済組合の現状

当共済組合は、名古屋市及び名古屋港管理組合の職員等に対し医療保険及び保健事業を実施している。加入している組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）は平成28年度末現在24,676人、その被扶養者（任意継続組合員を含む。以下同じ。）は25,074人である。

年度末加入者数の推移

(人)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
組合員数	24,663	24,765	24,760	24,676
被扶養者数	26,379	25,765	25,487	25,074
加入者数	51,042	50,530	50,247	49,750

そのうち、特定健康診査の対象となる40歳以上の加入者は、平成28年度末現在、組合員においては組合員全体の約60%にあたる14,912人、被扶養者においては被扶養者全体の約25%にあたる6,226人である。

特定健康診査対象者数（年度末時点40歳以上）の推移 (人)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
組合員数	14,799	14,862	14,889	14,912
被扶養者数	6,541	6,523	6,409	6,226
加入者数	21,340	21,385	21,298	21,138

特定健康診査について、組合員にあつては、事業主が実施する定期健康診断等により実施しており、平成28年度の40歳以上の組合員の受診率は95.7%であり、目標実施率の96%をわずかに下回った。被扶養者にあつては、契約医療機関での特定健康診査の受診によるほか、当共済組合が実施する人間ドック、巡回女性被扶養者健診等により実施しており、平成28年度の40歳以上の被扶養者の受診率は55.5%であり、目標実施率の73%を下回った。今後は、被扶養者を中心に未受診者に対する受診勧奨をより一層行うことが必要だと考えられる。

第2期計画における特定健康診査の目標と実績 (%)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目 標	組合員の受診率	93.0	94.0	95.0	96.0	97.0
	被扶養者の受診率	61.0	65.0	69.0	73.0	76.0
	加入者全体の受診率	84.0	85.0	87.0	89.0	90.0
実 績	組合員の受診率	91.8	94.8	95.4	95.7	—
	被扶養者の受診率	45.6	52.1	54.8	55.5	—
	加入者全体の受診率	78.2	82.3	83.3	84.1	—

特定保健指導について、組合員にあつては、当共済組合の事業課保健指導係が主に実施しており、被扶養者にあつては、契約医療機関で特定保健指導を受けることとしている。平成28年度の利用率は37.3%であり、目標実施率の38%をわずかに下回った。組合員への保健指導を、事業主の協力を得ながら、当共済組合の保健指導係が直接実施しており、今後とも事業主と連携しつつ、より多くの組合員に対し保健指導を実施する必要があると考えられる。

第2期計画における特定保健指導の目標と実績 (％)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標(加入者全体の利用率)	31.0	34.0	36.0	38.0	40.0
実績(加入者全体の利用率)	34.4	73.3	32.4	37.3	—
参考(加入者全体の終了率)	34.1	14.4	31.5	36.8	—

なお、第2期特定健康診査等の実施の成果指標としているメタボリックシンドローム該当者及び予備群(※)の減少率は、平成20年度と比較し、平成28年度2.2%の減少となっており、25.0%の目標達成は厳しいものとなっている。

※ 腹囲が男性85cm、女性90cm以上で、高血糖、高血圧、脂質異常の3つの項目のうち、2つ以上に該当する者をメタボリックシンドローム該当者、1つに該当する者はその予備群という。

第2期計画における特定健康診査等の実施の成果指標の目標と実績 (％)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標(メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率)	—	—	—	—	25.0
実績(メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率)	3.3	5.4	4.4	2.2	—
参考(特定保健指導対象者の減少率)	9.0	5.4	10.1	9.7	—

※ 全て平成20年度を基準とした減少率。

3 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常を呈する状態のことである。このような状態の場合、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクの低減が図られることが明らかになっている。

この考え方を導入し、内臓脂肪の蓄積や体重増加が様々な疾患の原因になることをデータで示すことにより、健診受診者にとって生活習慣と健診結果・疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣改善に向けての明確な動機付けができるようにする。

(2) 特定健康診査の実施

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病につながるメタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出することを目的とする。

当共済組合の組合員については、事業主が実施する定期健康診断の結果を特定健康診査の結果とするため、事業主から結果データを受領し管理する。また、当共済組合が実施する人間ドック等の健診受診者については、個々に健診結果を受領し管理する。

被扶養者については、健診機関への委託により健診を実施し、当共済組合が健診機関から結果データを受領し管理する。また、委託した健診機関以外の健診受診者についても個々に健診結果を受領し管理する。

(3) 特定保健指導の実施

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が課題を認識し、行動変容と自己管理を行い、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。

実施にあたっては、対象者の利便性を考慮した方法で行うこととし、対象者に生活改善に関する情報を提供し、自発的に生活改善がなされるよう支援する。

II 達成目標及び指標

第3期計画における達成目標及び指標は、平成29年8月1日付け「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を改正する告示」に基づき設定する。

1 特定健康診査の実施に係る目標

令和5年度における特定健康診査の実施率を90.0%とする。この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（%）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳以上加入者数 (人)	21,100	21,000	20,900	20,800	20,700	20,600
目標実施率	85.0	86.0	87.0	88.0	89.0	90.0
目標受診者数(人)	17,935	18,060	18,183	18,304	18,423	18,540

2 特定保健指導の実施に係る目標

令和5年度における特定保健指導の実施率(※)を45.0%とする。この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

※ 第2期実施計画までの「特定保健指導の実施率」は、特定保健指導対象者に占める保健指導利用者の割合を指していたが、第3期実施計画における目標は、特定保健指導対象者に占める保健指導終了者の割合を指す。

目標実施率(%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳以上加入者数(人)	21,100	21,000	20,900	20,800	20,700	20,600
目標受診者数(人)	17,935	18,060	18,183	18,304	18,423	18,540
特定保健指導対象者数(人)	2,995	2,925	2,836	2,763	2,671	2,595
目標実施率	40.0	41.0	42.0	43.0	44.0	45.0
目標実施者数(人)	1,198	1,200	1,192	1,189	1,176	1,168

3 特定健康診査等の実施の成果に係る指標

特定健康診査等の実施の成果に係る指標として、平成20年度と比較した特定保健指導対象者の減少率を用いる。なお、国は令和5年度の目標値として減少率25.0%としている。

※ 第1期実施計画は平成20年度と比較した特定保健指導対象者の減少率、第2期実施計画は同年度と比較した内科系8学会の基準によるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を成果指標としていた。

Ⅲ 特定健康診査等の対象者数（推計値）

1 特定健康診査

組合員

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳以上加入者数(人)	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
目標実施率(%)	95.5	96.0	96.5	97.0	97.5	98.0
目標受診者数(人)	14,325	14,400	14,475	14,550	14,625	14,700

被扶養者

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳以上加入者数(人)	6,100	6,000	5,900	5,800	5,700	5,600
目標実施率(%)	59.0	61.0	63.0	65.0	67.0	69.0
目標受診者数(人)	3,610	3,660	3,708	3,754	3,798	3,840

加入者（組合員＋被扶養者）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳以上加入者数(人)	21,100	21,000	20,900	20,800	20,700	20,600
目標実施率(%)	85.0	86.0	87.0	88.0	89.0	90.0
目標受診者数(人)	17,935	18,060	18,183	18,304	18,423	18,540

2 特定保健指導

組合員

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特定保健指導対象者数(人)	2, 755	2, 691	2, 609	2, 542	2, 457	2, 387
目標実施率(%)	43. 0	44. 0	45. 0	46. 0	47. 0	48. 0
目標実施者数(人)	1, 186	1, 186	1, 176	1, 171	1, 156	1, 147

被扶養者

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特定保健指導対象者数(人)	240	234	227	221	214	208
目標実施率(%)	5. 0	6. 0	7. 0	8. 0	9. 0	10. 0
目標実施者数(人)	12	14	16	18	20	21

加入者（組合員＋被扶養者）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特定保健指導対象者数(人)	2, 995	2, 925	2, 836	2, 763	2, 671	2, 595
目標実施率(%)	40. 0	41. 0	42. 0	43. 0	44. 0	45. 0
目標実施者数(人)	1, 198	1, 200	1, 192	1, 189	1, 176	1, 168

IV 特定健康診査等の実施方法

1 特定健康診査

(1) 受診方法

特定健康診査は、各年度につき1回の受診とする。

【組合員】

従前のおり、事業主が実施する「定期健康診断」を受診する。当共済組合が事業主から健診データを受領することで、特定健康診査を受診したものとする。

なお、当共済組合が実施する人間ドックを受診した場合は、当共済組合が健診機関から結果データを受領することで、特定健康診査を受診したものとする。

【被扶養者】

機関誌、ホームページ等で受診方法の周知・案内を行い、対象者に特定健康診査の受診券（以下「受診券」という。）を年度当初に一括発券し、案内とともに送付する。対象者は案内に従い、健診機関を選択し、受診券とともに組合員被扶養者証等を健診機関に提示し、特定健康診査を受診する。

なお、当共済組合が実施する人間ドック、巡回女性被扶養者健診を受診した場合は、当共済組合が健診機関から結果データを受領することで、特定健康診査を受診したものとする。

このほか、勤務先等、別の機関で健診を受けた場合で、特定健康診査の健診項目を満たしている場合は、当共済組合が受診者等から健診結果を受領することで、特定健康診査を受診したものとする。

(2) 実施場所

組合員の特定健康診査は、事業主健診会場のほか、当共済組合が個別契約した人間ドック実施機関で実施する。被扶養者は、当共済組合が個別契約した人間ドック実施機関、巡回女性被扶養者健診実施会場のほか、一般社団法人地方公務員共済組合協議会を契約代表者として契約を締結した全国組織の健診機関等で実施する。

(3) 健診項目

法定の健診項目を実施する。

【基本項目】

- 既往歴調査（服薬、喫煙の調査を含む問診）
- 理学的検査（身体診察）
- 身体計測（身長、体重、腹囲）
- BMI測定
- 血圧測定
- 肝機能検査（GOT(AST)、GPT(ALT)、 γ -GTP(γ -GT))

- 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- 血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c、やむを得ない場合は随時血糖（食直後を除く。））
- 尿検査（尿糖、尿蛋白）

【詳細項目】

- 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）
- 心電図検査
- 眼底検査
- 血清クレアチニン検査

*詳細項目は、一定基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

(4) 健診結果

健診結果は、受診者へ通知する。また、健診結果の見方や、生活習慣病への理解を深める情報や、健康保持・増進につながる情報を提供する。

(5) 実施時期

特定健康診査の受診期間は通年とする。ただし、特定保健指導の開始時期を原則として健診受診年度末までとするため、年末までの受診を励行する。

2 特定保健指導

(1) 実施方法

特定保健指導は、健診受診年度に1回（1回の支援期間は3か月以上）の利用とする。

【組合員】

健診日当日に特定保健指導を実施している当共済組合が個別契約した人間ドック実施機関において特定保健指導の対象となった場合は、原則、健診日当日に当共済組合が個別契約した人間ドック実施機関において特定保健指導を受ける。

その他の場合は、事業主と連携し、特定保健指導の実施方法を決定する。当共済組合による直接指導の対象者には、所属を通じ、特定保健指導の日程を通知し、所定の日に特定保健指導を実施する。その他の対象者には、特定保健指導の利用券（以下「利用券」という。）を発券し、案内とともに送付する。利用券を受け取った対象者は案内に従い、利用券とともに組合員証を保健指導機関に提示し、特定保健指導を受ける。

【被扶養者】

健診日当日に特定保健指導を実施している当共済組合が個別契約した人間ドック実施機関及び巡回女性被扶養者健診の受診により特定保健指導の対象となった場合は、原則、健診日当日に当共済組合が個別契約した人間ドック実施機関及び巡回女性被扶養者健診の健診機関において特定保健指導を受ける。

その他の場合は、特定保健指導の対象者として判明する都度、利用券を発券し、

案内とともに対象者あてに送付する。対象者は案内に従い、利用券とともに組合員被扶養者証等を保健指導機関に提示し、特定保健指導を受ける。

(2) 実施場所

組合員の特定保健指導は、当共済組合が個別契約した人間ドック実施機関、事業主の協力を得て用意した会場等で実施する。被扶養者は、当共済組合が個別契約した人間ドック実施機関、巡回女性被扶養者健診の健診機関及び一般社団法人地方公務員共済組合協議会を契約代表者として契約を締結した全国組織の保健指導機関で実施する。

(3) 指導内容

健診結果により、内臓脂肪の程度と高血糖、高血圧、脂質異常等のリスク要因の数により、対象者を選定・階層化し、実施する。

【動機付け支援】

対 象 者：健診結果から生活習慣の改善が必要な者で、生活習慣を変えるにあたり、意思決定の支援が必要な者

期間・頻度：原則1回（面接指導による支援）

内 容：健診結果等から、生活習慣病に関する知識、生活改善の必要性を説明し、対象者とともに行動目標・行動計画を作成する等

評 価：支援期間終了後に自己評価、保健指導実施者による評価を実施

【積極的支援】

対 象 者：健診結果から生活習慣の改善が必要な者で、専門職による継続的できめ細かな支援が必要な者

期間・頻度：原則3か月以上の継続的支援（初回時は面接指導による支援）

内 容：動機づけ支援の内容に加え、生活改善のための実践指導や、継続のための支援を行う等

評 価：支援期間終了後に自己評価、保健指導実施者による評価を実施

(4) 実施時期

実施時期は通年とする。ただし、保健指導の開始時期は健診受診年度末までとする。

実施率の算定に際し、年度後半に保健指導を開始し、年度を越えて保健指導を受けている場合、開始年度の翌年度11月1日に行う国への実績報告に間に合うように終了していれば開始年度を実施年度として算定する。

3 特定健康診査・特定保健指導の委託等

特定健康診査・特定保健指導の実施は、厚生労働省令「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、厚生労働大臣が告示で定める外部委託に関する基準を満たす健診・保健指導機関の中から選定し委託する。

医療保険者の代表者と健診・保健指導機関の代表者による集合契約に参加し、愛知県、岐阜県、三重県及び全国組織の健診・保健指導機関との集合契約を締結する。

また、特定健康診査等の費用の支払及びデータの送信事務に関しては、社会保険診療報酬支払基金を代行機関として利用する。

4 周知・案内方法

特定健康診査、特定保健指導の実施等の周知・案内は、機関誌、ホームページ等に掲載して行う。また、被扶養者に対しては、個別に文書等を送付して勧奨する。

5 健診等データの受領方法・保管

事業主健診受診者のデータは、健診実施後、特定健康診査該当項目部分を電子データで受領する。委託健診機関での受診者分は、委託健診機関から電子データを受領し、当共済組合で保管する。

その他機関で健診を受診した場合等で、健診結果が電子データでない場合は、当共済組合で電子データ化し、保管する。

特定保健指導のデータは、当共済組合で実施した特定保健指導は、電子データで保管し、委託保健指導機関での実施分は電子データで受領し、当共済組合で保管する。

V 個人情報保護

当共済組合は、特定健康診査等の実施に当たっては、名古屋市職員共済組合個人情報保護規程、その他関係法令を遵守する。

当共済組合における特定健康診査等のデータの管理者は事務局長とし、保有したデータ等を適正に保護及び管理する。

データの保管期間は健診実施年度の翌年度から5年間とし、保管期間を経過したものは消去・破棄する。ただし、当共済組合の加入者でなくなった場合の保管期間は、異動年度の翌年度末までとする。

当共済組合から委託された健診・保健指導機関は、業務を通じて知り得た情報（これらを加工したものも含む。）を正当な理由なく外部に漏らし、または当該委託業務の目的外に使用してはならない。なお、これら詳細は、契約書に明記する。

VI 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、機関誌やホームページに掲載し、公表・周知する。また、特定健康診査等の普及・啓発についても、同様に機関誌等で随時実施していく。

VII 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 特定健康診査等の評価

各年度の特定健康診査・特定保健指導の実施率及び特定保健指導対象者の減少率を、実施年度の翌年度11月1日に行う国への実績報告時までに算定し、目標値の達成状況を検証する。

2 計画の見直し

本計画は、必要がある場合には見直すこととする。